

令和8年度 「桜が丘コミュニティハウス」 収支予算書及び報告書

収入の部

(税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	25,190,000		25,190,000		25,190,000	横浜市より（物価スライド補正額：720千円、賃金水準スライド補正額：260千円）
利用料金収入	0		0		0	
指定管理事業収入	480,000	0	480,000	0	480,000	
事業への参加料等	60,000		60,000		60,000	
印刷代	120,000		120,000		120,000	
自動販売機手数料	300,000		300,000		300,000	
駐車場利用料収入	0		0		0	
雑入	102,000	0	102,000	0	102,000	
自主事業（A型・B型）収入 （自主事業課区分）	0		0		0	
その他	102,000		102,000		102,000	
収入合計	25,772,000	0	25,772,000	0	25,772,000	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	16,581,000	0	16,581,000	0	16,581,000	
給与・賃金	15,137,000		15,137,000		15,137,000	館長・副館長及び時給職員12名
社会保険料	1,231,000		1,231,000		1,231,000	
通勤手当	190,000		190,000		190,000	
健康診断費	11,000		11,000		11,000	常勤職員
勤労者福祉共済掛金	12,000		12,000		12,000	
退職給付引当金繰入額	0		0		0	
事務費	1,551,000	0	1,551,000	0	1,551,000	
旅費	10,000		10,000		10,000	出張旅費
消耗品費	560,000		560,000		560,000	事務消耗品費 コピー機パフォーマンス料
会議贈い費	5,000		5,000		5,000	
印刷製本費	0		0		0	
通信費	172,000		172,000		172,000	電話代・郵送料・NHK受信料・プロバイダー料
使用料及び賃借料	203,000	0	203,000	0	203,000	
横浜市への支払分	21,600		21,600		21,600	目的外使用料等
その他	181,400		181,400		181,400	複合機 AED
備品購入費	0		0		0	
図書購入費	530,000		530,000		530,000	
施設賠償責任保険	5,000		5,000		5,000	
職員等研修費	36,000		36,000		36,000	
振込手数料	4,000		4,000		4,000	
リース料	0		0		0	
手数料	1,000		1,000		1,000	
地域協力費	25,000		25,000		25,000	地域イベントの協力費等
事業費	320,000	0	320,000	0	320,000	
指定管理事業費	320,000		320,000		320,000	
管理費	3,458,000	0	3,458,000	0	3,458,000	
光熱水費	1,830,000	0	1,830,000	0	1,830,000	
電気料金	780,000		780,000		780,000	
ガス料金	880,000		880,000		880,000	
水道料金	170,000		170,000		170,000	
清掃費	178,000		178,000		178,000	定期清掃費
修繕費	500,000		500,000		500,000	
機械整備費	102,000		102,000		102,000	
設備保全費	758,000	0	758,000	0	758,000	
空調衛生設備保守	117,000		117,000		117,000	
消防設備保守	52,000		52,000		52,000	
電気設備保守	114,000		114,000		114,000	
害虫駆除清掃保守	60,000		60,000		60,000	衛生管理
駐車場設備保全費	0		0		0	
その他保全費	415,000		415,000		415,000	PC環境保守、植栽管理
共益費	0		0		0	
公租公課	1,862,000	0	1,862,000	0	1,862,000	
事業所税	0		0		0	
消費税	1,862,000		1,862,000		1,862,000	
印紙税	0		0		0	
その他（ ）	0		0		0	
事務経費（計算根拠を説明欄に記載）	2,000,000	0	2,000,000	0	2,000,000	
本部分	2,000,000		2,000,000		2,000,000	労務・経理等の本部事務経費
当該施設分	0		0		0	
ニーズ対応費	0		0		0	
支出合計	25,772,000	0	25,772,000	0	25,772,000	
差引	0	0	0	0	0	
自主事業費収入						
自主事業費支出						
自主事業収支						
管理許可により行う事業費収入						
管理許可により行う事業費支出						
管理許可により行う事業収支						

横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス 指定管理者事業計画書			
申込年月日 令和 8 年 3 月 6 日			
ふりがな 団体名	いっばんしゃだんほうじん ほ ど が や く くみんりょうしせつきょうかい 一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会		
ふりがな 代表者名	だいひょうり しらいし かつみ 代表理事 白石 勝己	設立年月日	平成 23 年 6 月 15 日
団体所在地	〒240-0064 横浜市保土ヶ谷区峰岡町一丁目 20 番地 4 丸華ビル 301 号室		
電話番号	(045) 442-7571	FAX 番号	(045) 442-7570
沿革 ・ 設立の経緯	平成 7 年 区民利用施設の管理と生涯学習の普及を目的に保土ヶ谷区区民利用施設協会を 設立し、横浜市からの委託により以下 7 施設の管理運営を開始する ほどがや・西谷・初音が丘地区センター、峯・笹山小学校コミュニティハウス 川島町公園こどもログハウス、瀬戸ヶ谷スポーツ会館 平成 11 年 横浜市委託 桜ヶ丘コミュニティハウスと今井地区センターの管理運営を開始 平成 17 年 横浜市委託 くぬぎ台小学校コミュニティハウスの管理運営を開始 平成 18 年 指定管理制度の導入に伴い、保土ヶ谷区内の地区センター条例施設 5 施設と こどもログハウスの指定管理者に選定される。 今井地区センターの管理運営は民間企業へ移行 平成 23 年 一般社団法人格取得 平成 24 年 保土ヶ谷公会堂の指定管理者に選定され、管理運営を開始 西谷地区センター(改築)の指定管理者に選定され、管理運営を開始 令和 4 年 今井地区センターの指定管理者に選定され、管理運営を開始 令和 5 年(11 月)上菅田笹の丘小学校コミュニティハウス、管理運営終了 令和 6 年(1 月)上菅田笹の丘コミュニティハウス指定管理者に選定され、管理運営を開始 (5 月)峯小学校コミュニティハウス、管理運営終了 (7 月)帷子小学校コミュニティハウス、管理運営を開始		
業務内容	目的を達成するために、次の事業を行います。 ① 区民利用施設の管理運営 ② 文化・芸術・スポーツ等の講座やイベントなど自主事業の企画及び実施 ③ まちづくりの推進やこどもの健全育成の推進 ④ 区民の自主的な活動の支援(助言、情報提供、調整等) ⑤ 区民主体のクラブ型組織やサークル化に向けた支援 ⑥ 地域コミュニティの醸成に関する事業 ⑦ そのほか、前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業		
担当者 連絡先	氏 名 館長 XXXXXXXXXX 所 属 桜ヶ丘コミュニティハウス 電 話 (045) 331-5368 F A X (045) 331-8990 E-mail sakuragaokach@hodogaya-kumin.com		

(1) 指定管理者に関すること

- ア 指定管理者の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について
イ 指定管理者の業務における桜ヶ丘コミュニティハウス指定管理業務の位置づけ
ウ 指定管理者が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

ア 指定管理者の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について

当法人は、平成 7 年に任意団体として発足し、平成 23 年 6 月 15 日に「一般社団法人保土ヶ谷区
区民利用施設協会」として法人格を取得しました。 本法人の目的は、「区民利用施設の管理運営事
業および地域住民の自主的な活動の支援を通じて、活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に
寄与すること」(定款第 3 条)です。

① 地域に密着した施設運営を行うために、「地域の特性を活かした館創り」「心の豊かさを育む施
設に」を掲げ次の経営方針に基づき運営しています。

- ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

イ 指定管理者の業務における桜ヶ丘コミュニティハウス指定管理業務の位置づけ

「いつまでも住み続けたいまち ほどがや」に向け、住民の期待に寄り添い、変化し続ける状況
の中で「いつまでも」の実現に貢献していけるよう、地域課題を広くとらえ、柔軟に対応していけ
るよう努めてまいります。ことに、7 割以上の利用者が徒歩圏の範囲内に居住する当館は、様々な
面において地域に密着した身近な公共の施設となれるよう管理運営に取り組んでまいります。

- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

ウ 指定管理者が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

現在管理運営している施設	業務区分	現在管理運営している施設	業務区分
保土ヶ谷公会堂	指定管理者	上菅田笹の丘コミュニティハウス	指定管理者
ほどがや地区センター	指定管理者	瀬戸ヶ谷スポーツ会館	指定管理者
西谷地区センター	指定管理者	川島町公園こどもログハウス	指定管理者
初音が丘地区センター	指定管理者	帷子小学校コミュニティハウス	受託管理
今井地区センター	指定管理者	くぬぎ台小学校コミュニティハウス	受託管理
桜ヶ丘コミュニティハウス	指定管理者		

(2) 桜ヶ丘コミュニティハウス管理運営業務の基本方針について

- ア 設置目的、区政運営上の位置付け
- イ 地域特性、地域ニーズ
- ウ 公の施設としての管理

ア 設置目的、区政運営上の位置づけ～「いつまでも住み続けたい街 ほどがや」の実現を目指して
人がそこに「住み続けたい」と思う大きな要因は、自分や家族がその街で生活し、老いていく様
が安心して思い描けるということだと考えます。それには安全な環境に加え、「人と人とのふれあ
い」や「心の豊かさが育まれる」土壌となる地域コミュニティの存在は不可欠です。

コミュニティハウスは「地域住民が自らの生活環境向上のために自主的に活動し、地域住民相互
の交流を深める場」ですが、地域の皆様が館を利用頂くことにより「自らが地域社会の 員」とし
て「住み続けたい街を創成していく」地域のサポーターとなって頂けるお付き合いを目指してまい
ります。

イ 地域特性、地域ニーズ

桜ヶ丘コミュニティハウスは保土ヶ谷駅から 1.6 km、星川駅からは 1.1 km の高い尾根道付近に位
置しています。坂道に加え、周辺に保土ヶ谷図書館、初音が丘地区センタ があり、ご利用者の 7
割以上は桜ヶ丘、岩崎町、霞台、初音ヶ丘など近隣の地域の方です。また利用者の 6 割以上は 7 0
代以上の方が占め、5 0 代以上にまで広げると全体の約 9 割におよびます。当地域は住宅街で、長
く利用されている方も多く、当館は地域とともに育ってきた施設といえます。設立から 20 年以上続
くサークル・団体も多く、高齢者になっても「いく場所」「仲間とつながる場所」として地域の方か
ら大事にされています。

また、当館は青少年図書館から転換したこともあり、以前からのご利用者には地域の図書館とし
て認知している方も少なくありません。したがって、図書利用のニーズも高く、個人利用者のほと
んどが図書を利用する施設です。読書ばなれが進む中、当館のこの特長は、今後も読書の楽しみや
意義を体現しうる場所として、また、幼児から高齢者まで、誰もが「一人でも楽しめる場所」とし
て大切にしていく必要があります。

近年では、新しくできた大型マンションの住民など、若い家族層にも図書室やプレイルームを利
用頂いています。乳児のときから、幼稚園、小学生へとその年代ごとの自主事業への参加などを通
じ、地域を感じ、そこにあるコミュニティを楽しんで頂きたい、当館では小さな館だからこそでき
る顔のわかるコミュニケーションやニーズの拾い方を大事にしています。様々な世代に通って頂け
る地域コミュニティの一つとして、安全、安心な場所となれるよう努めてまいります。

ウ 公の施設としての管理

- ①「団体並びに個人で利用を希望するすべての皆様が公平・公益的に利用できる施設運営」に努め
ます。行政が定める条例・規程以外の規則は、利用者アンケート・利用者会議、地域代表者によ
る委員会を開催して決議し、地域・利用者の皆様の意見やご要望を遍く取り入れた施設の運営を
目指します。
- ②「住み続けたい街の創成をサポートする施設づくり」に努めます。区・他施設との情報交換や協
働の中で、広く情報収集や地域課題の抽出を行い、取り組みや地域活動のデビューをサポートして
いきます。
- ③「利用者が主役」を常に念頭に置き、ご利用者や地域のニーズに適った満足度の高いサービスの
提供に努めます。
- ④「安全・安心」と感じて頂けるよう、事故予防・設備の点検、感染症予防や発災時の対応、館
内の清潔な環境維持に取り組んでまいります。
- ⑤「地域コミュニティの醸成」に寄与する事業を展開していきます。異世代間の交流・地域への
愛着の醸成に向けて、「次世代につなげる豊かな地域社会づくり」を支援して参ります。
- ⑥「地域の皆様の情報収集・情報発信の場」として官公庁のパンフレット・市政・区政などの情
報を正確に伝えられますよう努力します。また、地域の皆様が主体となる活動の場として、情
報発信を支援できるよう館内掲示版の整備、「さくらの風」の頒布、ホームページの整備等に努
めてまいります。

(3) 組織体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

① 組織、人員体制の概要

施設の運営に当たっては、「①ご利用者の相談やニーズへの対応、②ご利用者の安全・安心を確保、③緊急時への対応」を踏まえ、施設の特徴、実情等に適合する人員体制を構築すべきと考え、常勤職員・スタッフが常時2名以上で勤務する体制としています。また、職員の出張や休みに備えて一時的に勤務する元スタッフを「応援スタッフ」として活用しています。

①常勤職員 館長1名、副館長1名

②時給スタッフ 時給スタッフは近隣の区内在住者から公募により採用。勤務時間帯は午前番、午後番、夜間番（各4時間/日）を順次ローテーションで担い、1か月単位で勤務予定を組みます。別途、清掃担当の作業担当（3時間/日）を設けています。

この体制のメリットは、時給スタッフの各時間帯の業務内容は図書業務が中心（ほぼ同様）であることから、スタッフの出勤計画や変更入替・緊急時の「応援スタッフ」代替が容易なことです。

② 勤務時間

① 常勤職員

曜日	勤務別	勤務時間
月から 土まで	早番	8:45～16:45
	遅番	13:00～21:00
日曜・祝日	早番	8:45～17:00

② 時給スタッフ

時間帯別	勤務時間
午前	8:45～13:00
午後	12:45～17:00
夜間	16:45～21:00
作業担当	8:00～11:00

③ 平日の勤務体制及び業務内容

館長	常勤	1名	運営管理の総括、職員の指導監督、自主事業の企画・運営、地域との情報交換その他副館長と同様の業務
副館長	常勤	1名	庶務、受付、窓口サービス 図書の購入・管理、各種器具・備品の貸出と点検
コミュニティスタッフ ※各時間帯1名配置 +常勤補助1名（夜間事務）	時給	4名	・図書の貸出・整理・修理等 ・利用申込の受付・案内・対応・館内外の安全保持 ・その他館長の事務補助など
コミュニティスタッフ作業担当	時給	1名	・清掃、簡単な修理等の施設管理 ・館内外の安全保持、環境整備

④ 職員・スタッフの採用条件

当法人の基本理念、勤務体制を理解し、地域社会に貢献する意欲を持ち、知識・技術だけでなく利用者に寄り添える方を公募により採用。近隣在住者を中心に採用を進めることで、地域団体との連携を図ると共に、地域の情報をスタッフからも収集できる体制を確保し、当館での就労を通じて地域活動につながる人材を育成に寄与していければと考えています。

(3) 組織体制

イ 個人情報保護等の体制・職員研修計画

イ-1 個人情報保護等の体制

個人情報保護法及び横浜市条例に基づき、「情報公開規程」「個人情報保護方針」を定め、個人情報保護を厳守する規則を設け、定期的に研修を開催、周知徹底を図っています。

なお、個人情報保護体制の概要につきましては、次のとおりです。

- ① ご利用者の個人情報の収集は必要最小限にとどめ、情報を収集する場合は必ず事前に利用目的と利用範囲を明示し、それ以外の使用は決してしません。
- ② 入館者記入表での個人名記入を無くし、登録団体名簿でも代表者の連絡先以外の情報は収集しません。さらに二次利用は、公共機関からの依頼であっても、①同様の手順のうえ、ご本人の了解を得た場合以外は一切行いません。※新型コロナウイルス感染症対策時はこの限りではありません。
- ③ 取得した個人情報は正確かつ安全に管理措置を講じます。個人データの漏洩や滅失を防ぐために、個人情報が含まれるファイル・書類は必ず施錠できる棚に保管し、パソコンはパスワード設定と盗難防止の施錠をしています。また、個人情報の館外への持出しは禁止しています。個人情報の保管と廃棄はマニュアルで定め、明示した目的が終了しました際は速やかにシュレッダー処理します。

(個人情報保護のための職員指導の徹底と研修)

マニュアル「区民利用施設における個人情報保護の留意点（具体例・事例集）」を作成し、法の理解とともに具体的な業務の中で個人情報を厳守することを目的として職員・スタッフを対象とした研修を行っています。また、研修修了後に全員が自己責任の自覚を認識するよう「個人情報保護に関する誓約書」に署名し、さらには横浜市長あてに提出しています。なお、概要は次のとおりです。

○個人情報保護の必要性○法の概要○利用目的の特定○適正な取得と取得に際しての利用目的の通知等○正確性○安全管理措置○開示制限○第三者提供の禁止○苦情処理○業務に係わる具体的な留意点ほか

イ-2 業務習熟・資質向上のための研修計画

① 採用時研修 個人情報保護・人権・業務・接遇研修等、業務開始にあたって必要な知識・意識を形成。

② 年間研修 館における課題の抽出、共有、解決に重点を置くとともに、各人の資質向上を図ります。

※職員1名・スタッフ1名の勤務体制なので、スタッフ間の情報交換を図る全体研修を年2回開催。

	対象	回数	内容等
防災防犯・緊急時対応研修	スタッフ・職員全員	年2回以上	安全・安心の保持を目的とした日常安全点検、地震・火災時の初動対応・避難方、救命（AED）などを実践できるようにする。
接遇研修・業務研修	スタッフ・職員全員	年2回以上	日常業務の中での問題点の抽出と共有、その解決策を中心に必要に応じて行い、対応の標準化を図る。
個人情報保護・人権研修	スタッフ・職員全員	年2回	個人情報保護法ほか変更点の確認、状況に応じた正しい対応法を確認する。
地域コーディネーター研修	スタッフ・職員全員	年2回	地域コーディネーターの考え方から、その第1歩となる「(ニーズを)聞くこと」に重点をおいた研修を実施する。
テーマ別研修	スタッフ・職員全員	年2回以上	感染症対策、学校・地域の課題、防災、苦情、館のイベントなどをテーマに情報の共有と対応を確認する。
業務改善研修	職員	都度	区、地域、各施設における課題の抽出と共有。解決策を討議することで、管理運営のレベルアップを図る。
区・市主催各種研修	職員	都度	地域デザインセミナー、施設・設備管理研修、地域コーディネーターなど区・市が主催した研修に参加する。

(3) 組織体制

ウ 緊急時の体制と対応計画

ウ 緊急時の体制と対応計画

地域の施設にとって、安全の確保は利用していただくための必須条件です。当館はこれまで幸いに大きな事故や火災に遭遇していませんが、常にその対応を想定しています。

高齢者までの地域の様々な方が利用されますので、安心してご利用頂くために、事故の予防や犯罪の防止と事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検・チェック表、マニュアルや定期的な訓練に努めます。特にコミュニティハウスは、通常、常勤職員 1 名と朝・昼・夜 3 交代制出番のスタッフ 1 名との計 2 名の出勤体制であることがほとんどなので、各自の役割分担をあらかじめ定め、利用者の安全の確保を最優先した対応、緊急時の連絡徹底に努めます。

① 事故予防計画・防犯計画・及び発生時の対応計画について

当館は乳幼児からお年寄りまでの幅広い年代層の利用者に対し、危険から来館者を守る「安全最優先」が公共施設の使命と考え、日常点検・チェック表、定期巡視、マニュアルや研修・訓練に努めています。また、設備や備品、巡視箇所など、安全を確保するために毎日チェックリストを元に点検を行い、来館者に対するリスクマネジメントを高めていけるよう職員・スタッフ間での情報共有を積極的に行うとともに、職員が開館時間内は事故予防・防犯・防災のために随時巡回を行い、ご利用者の安全確保に注意を払います。閉館時は十分な点検を行い、閉館後は警備会社の機械警備による防犯・防火管理を行っています。

② 事故・犯罪・火事・地震・そのほかの災害に備えた職員・スタッフの研修、マニュアルについて

(各研修を職員・スタッフ対象に年 1 回ずつ、防災訓練は年 2 回)

○事故の予防対策と発生時の対応 ○AED 研修 ○防犯対策と発生時の対応 ○防火対策及び防火訓練(付「防災計画」) ○震災発生時の対応～誘導避難・安全確認 ○自然災害時等への対応

③ 事故や傷病者発生時の対応

事故や急病等の緊急事態となった場合には、119 番への適切な通報・救命措置(AED 操作含む)、救急車の誘導・来館者への協力要請、これら救命に必要な対応を職員・スタッフに徹底して研修しています。また、当館は学園地域でありますために近隣でケガをする児童もあり、その対応や保護者に連絡がとれない場合に備えて小学校とも連携してまいります。さらに、救急医療センター情報を活用し、緊急時に迅速、適切な対処ができるよう取り組んでいます。

④ 火事や地震などの発生時の訓練

秋には職員・スタッフ研修時に消防署と防火設備業者の協力を得た防災訓練、救命訓練を行います。また、春には秋の訓練の復習に加え、新人スタッフがいることをふまえ、発災時の対応・避難・通報などの訓練を行います。職員・スタッフの数が少ないため、発災時の優先事項、初動から通報・避難までの行動については、研修時に館内の残存者確認、時間が経過した時の対応も実行可能なようにマニュアルに基づき手順を確認しています。

⑤ 感染症等拡散防止対策

感染症に対しては、拡大防止に最大限留意します。職員・スタッフは日頃より体調の管理に努めるとともに、利用者の方へも検温や消毒作業への協力をお願いしています。館として制限等が必要となった場合は、区・消防署からの指示に従い対策措置を講じます。また、利用にあたっての制限を設ける際の理解・協力が頂けるよう平素からの関係の構築にも努めます。

(4) 施設の運営計画

ア 設置理念を実現する運営内容

イ 利用促進策

ア 設置理念を実現する運営内容

コミュニティハウスは、地域住民の自主的活動を支援し、相互交流を促進することを目的として設立された施設です。地域コミュニティの醸成、地域の連帯を推進するとともに、誰もがその目的に合わせ気軽に立ち寄れる「地域の公共の場所」であることが求められます。施設に足を運ぶことにより生まれるコミュニケーションも、地域を感じ、そこに根ざしていくコミュニケーションに醸成されていくものと私たちは考えます。子供から高齢者まで「立ち寄る場所」「楽しむ場所」である当館において人と人がつながり、やがて人により地域課題の抽出や活動の発信が行われ、地域の活動が展開していく。そうした過程に寄り添い、支援していく視点も今後の管理運営において重要であると考えます。

- ① 既存サークル・新規サークルの活動を支援、「行く場所」「つながる場所」の存続を支援します。
- ② 情報収集や他施設とも協働し、地域活動への主体的な参加をサポートします。
- ③ 図書を一人でも楽しめる重要なツールととらえ、図書室をより利用しやすく、発信の場としています。
- ④ 地域課題である子育て支援や高齢者の生きがい作りを積極的に支援します。
- ⑤ 地域活動との相乗効果を上げ、地域が抱える課題解決に積極的に取り組んでいくため、地域の代表者からなる運営委員会や利用者会議での意見を積極的に取り入れ、施設運営に反映させます。
- ⑥ 世代間交流の機会を増やし、地域住民の交流を推進。地域への理解が深まる事業を推進していきます。
- ⑦ 利用者アンケートを充実させ、よりニーズに対応した館運営を行います。また、苦情対応には細やかに即応し、解消に努めます。

イ 利用促進策

① 読書好きを満足させ、「読書好きを育む」「通う図書室」

青少年図書館であった当館の財産の一つは約 3 万冊に及ぶ蔵書です。調べ物がインターネットになり、新しい書籍を電子で読むことが普通になった今も、年配者に限らず「紙の本」の良さを求める方も多くいらっしゃいます。地域の読書好きに応える新刊・話題の本がいち早く並ぶ書架はもとより、季節や時事、そして過去にまで遡っていける約 3 万冊の蔵書の力を、展示や掲示の仕方を工夫し発揮していきます。また、図鑑や事典は様々な切り口のものをそろえ、こどもたちが本を通し、自身の興味にしっかりと向き合える環境をつくっています。また、「読書スタンプラリー」や「図書室ではたらいてみよう」、サークルのご協力による「おはなし会」等を催し、「本の楽しさ」を広く伝えていきます。

② 「地域に自分の場所を作る」サポート

仕事を離れた方の中にはそれまでに仕事や趣味で培った知識や経験が豊富で、人に教えられる技術をお持ちの方もたくさんおられます。また、地域に戻ったとき、自身の力を役立てたいと思っている方も多いです。館が講師としての機会を設けサポートをすることにより、自分の楽しさやできることを他者につたえる立場で地域活動に入っていくことができます。また、何かを教える立場でなくとも、館の講座に参加しサークル活動の世話をする、イベントのお手伝いをする、自分の作品を展示する、などで館を利用していただくことにより、地域活動への足掛かりとその人なりの関わり方をサポートしていきます。

③ 「人と繋がる 異世代が一緒に楽しむ」

学校や家庭とちがいが、地域には様々な人がいます。館で一緒に時間を過ごすことにより生まれる地域ならではのコミュニケーションは、地域の活性化とともに、地域の子どもの育成にも大事な機会と考えます。生涯学習としての自主事業に加え、年代・性別なく楽しめる折り紙やモノ作りの講座、こどもも参加できるコンサートやイベントなどを開催し、異世代が一緒に楽しむ、地域を大事に感じる時間をもうけられるよう取り組んでいます。

(4) 施設の運営計画

ウ 利用料金の設定について (※地区センターのみ該当)

(地区センターのみ該当)

(4) 施設の運営計画

- エ 利用者ニーズの把握と運営への反映
- オ 利用者サービス向上の取組
- カ ニーズ対応費の使途について (※地区センターのみ該当)

エ 利用者ニーズの把握と運営への反映

ご利用者からの意見や要望、苦情等については、職員、スタッフが情報共有して施設運営に反映させるよう心がけていますが、これ以外にも次の方法によってニーズ把握に努めています。

- ① 桜ヶ丘コミュニティハウス運営委員会、利用者会議を毎年定期的に開催して、ご利用に関する意を見求め、必要な課題を協議し施設運営に反映しています。
- ② 利用者アンケートを毎年1回実施していますが、ご意見箱でもニーズを把握しています。
- ③ 個別の自主事業や特定のテーマに関して、参加者にアンケートを実施しています。
- ④ 自治会をはじめ地元の行事、会議等に積極的に参加して地域の情報やニーズを把握します。

オ 利用者サービス向上の取組

ご利用者満足度の向上につながるよう、次のようにサービス向上に努めます。

① 安心安全ないつでも利用できる場所

清潔で安全な環境を常に保持できるよう、また安心して利用して頂ける空間が提供できる運営体制の構築に努めます。

② 新企画～サークル活動応援事業によるサービスの向上

コミュニティハウス設立から20余年がたち、既存のサークルは会員数が減少して存続が困難になっているという課題があります。館内やHPへの募集告知掲載はもちろんのこと、補助金申請サポートや見学会開催支援等、活動継続をサポートします。

③ コミュニケーションの充実を目指して

施設の利用案内はもちろん、活動の場を必要とする団体や地域の皆様への積極的な助言や相談、調整に応じられるよう努めます。

④ スタッフマニュアルの活用

「相手の立場で考える」こととともに、幅広いニーズの把握に努められるよう「聞くことの技術」や「伝える技術」の向上に努めます。「ご利用者の要望に応えられない場合の代替案の提示」、「他施設情報の案内・提供」など対応の工夫やレベル向上により、サービスレベルを高め、利用者満足度の向上を図ります。

⑤ 利便性の向上

団体利用の部屋の空き状況はホームページを毎日更新し、利用者が確認できるようにしています。また、当日利用される団体・空き部屋は館内掲示版でもひと目でわかるようになっており、登録団体の急な利用にも対応できるようにしています。このほか、2021年4月からは近隣の団地内に専用駐車場を設け、利用時間帯・部屋ごとに1台の予約利用枠を確保しています。

部屋予約の方法については、利用要綱に従い実施いたします。定期利用されているサークル様への利便性向上に向けて、利用者会議と調整・協議を進めていきます。

- カ ニーズ対応費の使途について (地区センターのみ該当)

(4) 施設の運営計画

キ 横浜市重要施策に対する取組

キ-1 本市重要施策に対する取組

① 多様性を認め合い人権を尊重しあう社会の実現

国籍・性別・障害など、あらゆる差別を排除し、誰もが平等に尊重される高い人権意識が求められる中、館の運営自体もその理念を体現できるよう、研修等で周知し日頃の業務に反映できるよう努めていきます。多くの方に気軽に使って頂ける施設として、団体登録や幼児連れの親子の居場所作り、仲間作りに寄与できるよう取り組んでまいります。

② 環境への配慮

ゴミを出さないことからゴミにしない考え方に基づく、消耗品の購入・活用、館内空き地の利用による花の栽培など、地球温暖化対策やSDGsの視点にそった環境への配慮に伴う運営は不可欠のものと考えます。図書を通し、それらの知識の集積、啓発も行っています。

③ 男女共同参画政策

館のご利用者の7割以上が女性であることを考えれば、当館で地域の意識が醸成され、活動の主体となる機会を多く持つことで、地域社会における女性の活躍を促すことに繋がると考えます。また、当協会では職員・スタッフとも女性の比率が高く、上記活動に寄り添った運営が可能と考えています。

④ 市内中小企業優先発注

当法人は、修繕・管理部門の発注のほとんどを横浜市内の中小の企業に向け、ならびに、図書は雑誌すべてを横浜市の本屋に定期発注するなど、市内企業への優先発注を実現しています。

⑤ 情報公開

個人情報保護は厳守しつつ、情報公開に努めることも重要であることを十分認識しています。『横浜市の保有する情報の公開に関する条例』の趣旨に則り、「情報公開規程」を作成し、当施設の運営に関する情報の公開に対して適切に対応します。

尚、「こどもの未来を創るまちづくり」「誰もが生涯活躍できるまちづくり」に寄与できる「人のつながりを作る場」となれるよう取り組んでおります。

キ-2 地域の課題や情報の共有を図る体制

① 地域の連絡会・研修会への参加

エリア子育て支援連絡会議では、地域の子育て関連の課題を、都度共有する機会となっています。また、参加された各施設との間で、地域課題を共有するものとしてチラシや情報交換のやりとりがなされます。

② 運営母体が区の11施設を集約しており、必要な情報の他、会議において、各館の抱えている地域課題がリアルなものとして提示され、問題解決における討議がなされます。

③ 社会福祉協議会の会議会場として場所を提供していることにより、館によせられた問題についてお伝えし、尋ねることができます。

④ 運営委員会に近隣小・中学校の校長先生に入っいただき、学校との情報共有、広報の依頼等を行える関係性を作っています。

⑤ アワーズや地域ケアプラザをはじめ、他施設との共催事業の実施、会場の提供等を通じて、緊密な情報交換と支援しあえる関係を築いていきます。

(5) 自主事業計画

ア 自主事業計画に対する基本的な考え方

コミュニティハウスは、「地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、スポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場」として存在する「地域コミュニティの拠点」です。また、様々な地域住民が利用することで「つながりを作り、認識頂く場所」となることを目指しております。

自主事業は多くの可能性を含んでいます。地域の方々が参加することにより、共通の課題をもつ仲間の輪を広げ、自主的な活動を活性化させていく。また、楽しかった思いは、そのまま地域社会への愛着、信頼を醸成していくものだと考えます。そして、自主事業は生涯学習の一環としての「学びの場」であり、「特技・技術を活かす自らを発信する場」でもあります。

自主事業を考える上で、地域住民の皆様のニーズを反映させていくことは不可欠ですが、それ以上に大切なのは、一人ひとりの思いに寄り添い、地域の中で良い時間を過ごしていただくこと。そしてその時間がやがて、地域の主体として白らが動き、つなげていく過程を支援していくことです。

様々な世代、異文化も含め様々な価値観が集まり、子育ての支援や異世代交流の場として、また、高齢者が自立し生活を楽しむための場として、ご活用いただけるよう取り組んでおります。

イ 自主事業の特徴について

上記の考えを基に、桜ヶ丘コミュニティハウスでは

① 子育て世代を支援する、世代を超えたふれあいを楽しむ事業

例：子どもフェスタ／ミニ縁日・eco ワークショップ・おはなし会、理科工作教室、季節の折紙教室、紙飛行機を作って飛ばそう、夏休み冬休み課題教室、子育てサロン、みんなで楽しむコンサート、お楽しみ人形劇、オセロ教室

② 高齢者を中心に、利用者の生涯学習を支援していく事業

例：桜まつり、桜ヶ丘コンサート、音の森林浴コンサート、もの作り教室、マージャン d a y

③ 読書活動を推進していく事業

例：読書スタンプラリー、図書室で働いてみよう、おはなし会

として、小規模な催事が中心ですが、講師・スタッフも含め参加者どうしお互いが認識しあえ、気軽にご参加頂ける自主事業を開催しています。

(6) 地域コーディネートの取組について (※地区センター、コミュニティハウスのみ)

地域の課題が複雑化・多様化していく中、自治町内会の加入率も低下し、地域コミュニティは脆弱化しつつあります。その中において「いつまでも住み続けたいまち ほどがや」を永続的に実現していくためには、地域の交流やつながりを促進していくことが重要です。

地域コーディネートとは地域社会において共通課題をもつものが「集まり」「つながる」ことにより、より良いものが生まれることを実感できる関係づくりだと考えます。

この関係には人と人のみならず、人と団体、団体と施設あるいは企業など、無数の組み合わせがあります。それらをどのようにつないでいくのか、何でつないでいくのか、保土ヶ谷らしさ、桜ヶ丘らしさを感じていただけるよう、また、多くの人に関心を抱いて、参加いただけるよう取り組んで参ります。

地域コーディネートのための取組として

○地域住民の方に地域を感じる機会を作ります。

「桜まつり」は毎年多くの参加者が交流し、新しい仲間を創る機会ともなっています。また、異世代で参加できる自主事業、仲間づくりのための自主事業を実施し、日常とはちがう、地域のコミュニティに触れる機会を作ります。

○地域の会議等に参加し、地域課題を把握します。

子育て支援連絡会、区の研修、社協の総会などへの参加を通し、地域のあらゆる施設が集まり、課題の把握、問題解決への道を討議することにより、より深い課題の抽出に努めます。

○地域の情報収集をします。

他施設と日頃からの情報交換に努め、必要に応じて、チラシ・ホームページ以外の情報も収集可能な関係を構築、施設以外の地域の情報も共有し、依頼しあえる関係性を深めていきます。

○広く地域のニーズを拾います。

「聞く」ことを大事にし、顔が見える館だからこそそのコミュニケーションで広くニーズを拾い、関係機関につなぎます。

○地域づくりの仲間を創ります。

館も地域の活動の拠点スペースとして、また、事業を通して地域づくりの一端を担っています。館の依頼による自主事業のボランティアや事業の実施に係わることで、また、サークルを作ることや講師となり伝える側となることなど、顔の見えるホームプレイスとしての利用、つながりを大切に、やがて地域づくりの担い手になる最初のステージを支援します。

○継続可能な地域コーディネートを模索します。

地域コーディネートは、その目的が「より醸成された地域社会の構築に寄与する」ものであるため、考え方もアプローチの方法も多様であると考えます。また、実際の取り組みも始まったばかりであるため、地域コーディネートがしくみとして、より大きな効果を生むようになるにはいくつもの段階を経、課題を解決していくことが求められます。そのためには、館が現場として、課題の抽出とともに、仕組みづくりのために関係機関にフィードバックしていくことも重要であると考えます。

(7) 施設及び設備の維持管理計画

ア 建物・設備等の保守管理

建物・設備の保守管理等のため、「建物設備管理計画」を策定し、法定の電気、消防設備等の点検及び保守管理を専門業者に委託しています。さらに、建物・設備等については、日頃からスタッフが館内の点検や日常清掃の際に、併せて点検を行い、不具合のある箇所を報告するとともに、軽微な修理はスタッフの手で行い、経費の節減に努めています。

建物の経年劣化が進む中、人規模修繕や高額な修繕が必要となってきました。すでにくつかは、保土ヶ谷区役所を經由して横浜市に修繕の申請を行っていますが、利用者の安全な利用の確保と利便性向上にむけた計画的な修繕も行っています。

イ 清掃計画

「建物設備管理計画」に基づいて、委託専門業者により、床清掃を年4回、窓ガラス清掃を年2回実施しています。日常清掃は、「日常清掃チェック表」に従って作業スタッフが、水回りを中心に重点的に行います。ことに、感染症流行期にあつては、時間帯ごとの消毒作業・使用後都度の清掃等、職員・スタッフ全員が館内の清掃・安全点検を実施しています。

ウ 植栽等の管理

植栽の管理は、業者へ年2回依頼するほか、作業スタッフが日常の業務の中で除草や清掃を行います。

エ 外構管理

小規模修繕は、スタッフが対応し、不具合の解消と経費節減に努めています。

オ 保安警備計画

清掃状況のチェックとあわせ、事故、犯罪を未然に防ぐため、スタッフが館内見回りを午前、午後、夜間の3回実施しています。また併せて、常時各種の防災センサーで館内を監視しています。閉館時、施錠後は、玄関及び各部屋の窓・出入口は機械警備となります。

桜ヶ丘コミュニティハウス 建物設備管理計画表

項目	業 務	年回数	実施月
衛生管理	害虫駆除	2	6・12月
	ウォータークーラー清掃	1	9月
建物等	消防用設備点検	2	5・11月
	自動ドア点検	4	4・7・10・1月
	機械警備点検	毎日	毎日
清掃等	床面定期清掃	4	6・10・12・3月
	窓ガラス清掃	2	11・3月
	カーペットシャンプー	2	10・3月
	網戸清掃	1	11月
	照明器具清掃	1	3月
	空調機フィルター清掃	2	6・12月
	屋上排水管詰り除去作業	1	6月
樹木剪定	植栽剪定・草刈	2	7・10月

(8) 収支計画（収入計画）

ア 収入計画の考え方について

イ 増収策について（※利用料金収入は、地区センターのみ該当）

ア 収入計画の考え方について

① 基本的な考え方

指定管理者制度が、「住民サービスの向上」と「経費の節減」を目的として導入された経緯を重視し、当法人としては、様々な取組みを創意工夫して収入の増加を図り、同時に当法人自体の経営の安定も確保しながら、ご利用者に有効に還元することでより一層のサービスの向上を図ることを基本に収入計画を作成すべきであると考えます。

② 収入計画の特徴と独自性、実現性

当法人は、社会の実現に寄与することを目的とする」公益的な団体のため、協会の収入は横浜市から支払われる指定管理料が、協会全体の収入の非常に大きな割合を占めています。

桜ヶ丘コミュニティハウスにおいては、地区センターと異なり、利用料金収入はありませんので、指定管理料以外では、業務に付随して生じる自主事業収入、自動販売機収入、印刷代収入等ごく限られたものとなります。結果、積極的な増収計画にもまして、日々の経費の節減、効率的な支出に努めることが肝要と考えます。

イ 増収策について

増収策については、館の設置理念に沿い、十分公益性を重視した上で講じられることが求められます。

① 事業収入について

収益をもとめないのはもちろんですが、公共施設ならではの参加しやすい参加費の設定は維持しつつも、予め活動の継続を見据え、材料費分の参加者負担等、活動継続イメージが立てやすい設定に留意し、参加者を増やすことで収入増をはかります。

② 自動販売機収入について

行政財産の目的外使用の許可手続きを経て、設置し稼働させていただいておりますが、施設のご利用者にとって好評であると同時に、当法人にとっても貴重な収入になっています。今後も、季節による飲料の適切な入れ替え等ご利用者のニーズをつたえながら、利便性をあげ、増収につなげていきたいと考えます。

③ コピー・印刷収入について

自治会や個人の利用も含め、当館はコピー等の使用による印刷代収入の多いところですが。これは当館のご利用者に限らず、広く地域の皆様にもご利用いただく機会が多いからです。日常管理のもと、いつでも使える体制を整え、自治会や団体の皆様、また、高齢のご利用者にも安心して利用できる体制を維持し、身近なサービスの提供場所として、今後も継続してまいります。

(8) 収支計画（支出計画）

ウ 支出計画の考え方について

ウ 支出計画の考え方について

① 基本的な考え方

より少ないコストで質の高い利用者満足度を追求することを基本にしています。このためには、限られた予算や人員を効率的に使い、全体経費の削減に努め、生まれた余裕をサービスの向上や設備改善に充当して、利用者満足度の向上を図ります。

管理費については、まず、利用者の安全・安心を確保するための支出を最重要と考えます。次に横浜市が標榜する環境先進都市に直接関係する問題として捉え、節電や節水、リデュース等の意識を日常の中で、職員、スタッフに徹底させることや、利用者さまの理解と協力を得ること。さらに計画的な修繕計画など、環境や時代の要請にそった必要な価値に柔軟に対応していくという発想で取り組んでいきたいと考えます。

もう一つの視点として、地域のニーズに応える。また、館の個性の発信という見地から、他の施設と比して図書購入費は高額な予算を組んでまいりましたが、今後も重要な支出と考え、館の特性を維持していくに値する予算をくんでいきたいと考えます。また、自主事業についても、地域の方の利用を促進し、館の特色とともに、存在意義を表明する機会をとらえ、適切な計画のもと、十分必要に応じた予算を捻出するために尽力したいと考えます。

② 具体的な計画

㊶管理費の節減

上記の管理費の節減は、横浜市の標榜する「環境先進都市」の実現に向けた行動であることを、職員、スタッフに徹底すると同時にご利用者の理解と協力を求め一体的な取り組みを行います。

- ・光熱費などの適正な節約：ご利用者の居ない箇所の消灯や送風機や通風効率を考えた効果的な換気と冷暖房温度の管理。ご利用者の理解と協力の要請をします。
- ・館内照明の LED 化：毎年計画的に館内の照明を LED に更新していきます。
- ・ゴミの削減：ご利用者にはゴミの持ち帰りを協力していただき、ゴミの排出削減を行っています。
- ・印刷資料の削減：パソコンのディスプレイ機能や掲示板等を活用し、廃棄物になる紙類を極力削減します。
- ・設備の予防保全により不具合の程度を軽くし、修繕費の削減を図ります。

㊷複数の施設運営をするスケールメリットを活かす経費削減

- ・会計経理、労務管理を法人事務局が総合的に行い経費削減を実現させています。
- ・当法人 11 施設で設備の保守管理や定期清掃などの共同委託と複数年度契約を行うことで経費を削減します。

㊸人材の効率的活用

点検・確認、清掃等の作業では、マニュアルやチェックポイント図表を整備して、業務を単純化し、担当者の負担を減らすことにより作業効率の向上を図り、生じた時間を利用者サービスに向けます。

㊹新型コロナウイルス感染症禍における安全衛生の確保

消耗品費の中に上記の対策費を確保し、5 類とはいえ安全と衛生の確保に努めます。

㊺必要人件費

施設運営において、緊急時の対応、利用者の安全の確保のため、いかなる場合でも最低 2 名の人員が必要と考えますが、このような人員を確保できる体制を維持するため、最低賃金の引上げに伴い年々増加する人件費支出を予め考慮することが不可欠と考えます。

(9) 新型コロナウイルス感染症等に係る対応

コロナ禍は施設の存在意義を改めて実感する機会ともなりました。基本的な対応、制限は横浜市の対応に准じますが、安全な場所としての信頼をもたれる環境の整備と利用者への十分な説明による協力体制を築き、「行くことのできる場所」として機能したいと考えます。

ア 感染拡大防止策について ～「一人ずつが安心して安全を求められる場所として…」～

① ご利用者に向けて

新型コロナウイルス感染症も3年余りが過ぎ、幾度かの流行期を経たあと、社会全般が少しずつ以前の生活様式に戻りつつあります。館においても、その時の状況に応じて柔軟に対応していきたいと考えます。しかしながら、公共の施設で求められる安全を最優先と考え、当面の間は、入館時のアルコール手指消毒、換気、必要に応じてのマスク着用、また、館内の消毒体制の維持を実施していきます。幅広い年代の方が利用される、身近な公共の場所であることを理解していただき、一人ひとりが安心してご利用いただける施策をとっていきます。

② 図書の利用について

図書への要望が強い分だけ、図書の安全については、細心の注意を払ってまいりました。本は外装消毒のあと、48時間留置き、対面にならない閲覧コーナーなどです。現行、利用者の方から不都合は聞きませんが、消毒体制はそのままとしながらも、現在の体制を検証し、不便があれば解消し、安全はそのままに、図書利用の拡大を目指していきます。SDGsの理念にたった図書の再利用等も行っていきたいと考えます。

③ 集会室について

一番スペースの大きい学習室を集会室利用に、集会室Bを学習室に転換する他、カーペット敷きの多目的室はウレタンマットを敷き詰め、消毒可能なスペースとして子ども向けの事業・プレイルームとして利用。利用都度おもちゃも含めマットを消毒。また、館内の床はすべて毎日次亜塩素酸で消毒しています。

イ 館の姿勢について ～あらゆる面で「できる可能性」を探る～

感染状況により、制限が出た場合は、それらの情報をホームページ、館内・外掲示により、広く、迅速な提供・周知を心がけていきます。感染しない、させない対策・意識はそのままに、あらゆる面で「できる可能性」を探ることに尽力してまいりました。

① コーラス、軽運動など 呼吸を出すサークルの利用は、十分な換気と間隔をあけた利用をお願いしています。コーラスはマスクを使用、向かい合わせにならない配置、人と人の間隔を空けることに留意していただき、活動されています。

② 囲碁・麻雀等対面のもの 対面の距離が近くなることから、マスクを着用。共用のモノは消毒を徹底しますが、碁石・牌は消毒に手間がかかるため、異なるサークルが日を開けず利用が重ならないよう、各サークルの専用使用分を決め利用してもらっています。

③ 自主事業 新しい生活様式の下、状況を勘案しながら間隔を十分に確保し、換気、消毒体制を徹底したうえで、できるかぎり実施します。

感染症の危険度が下がったとしても、感染防止対策は引き続きしっかりと行い、この3年余りで培われた個人や館としての感染予防への意識や取り組みは、今後も維持していきたいと考えています。「恐れる」ことよりも「皆で防ぐ」という意識を大切に、小さな館だからこそできる細やかな配慮を活かして、「活動」の推進に努めていきたいと思います。

横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス指定事業計画書

団体名 一般社団法人 保土ヶ谷区民利用施設協会

事業名	①募集対象	指 定 事 業 予 算 額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③一人当たり参加費		指定管理料 から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
①マージャンday	一般						
	12人／12回						
	無料	6,000	6,000	0	0	0	6,000
②子育てサロン	幼児と保護者						
	10組／10回						
	無料	40,000	40,000	0	35,000	5,000	0
③もの作り教室	小学生以上						
	10人／4回						
	200円	38,000	30,000	8,000	18,000	20,000	0
④季節の折紙教室	どなたでも						
	10人／2回						
	100円	6,000	4,000	2,000	3,500	2,500	0
⑤理科工作教室	小学生						
	10人／2回						
	500円	30,000	20,000	10,000	10,000	20,000	0
⑥夏休み・冬休み課題教室	小学生						
	10人／2回						
	無料	5,000	5,000	0	0	5,000	0
⑦こどもフェスタ	幼児・小学生						
	50人／2回						
	100円	15,000	5,000	10,000	0	5,000	10,000
⑧おはなしの会	どなたでも						
	10人／2回						
	無料	9,000	9,000	0	9,000	0	0
⑨サークル支援活動	どなたでも						
	5人／数回						
	無料	0	0	0	0	0	0
⑩卓球教室	どなたでも						
	6人／数回						
	無料	5,000	5,000	0	0	0	5,000
⑪紙飛行機を作って飛ばそう	どなたでも						
	10人						
	無料	8,000	8,000	0	6,000		2,000
⑫図書室で働いてみよう	小学生						
	10人						
	無料	0	0	0	0	0	0
⑬桜まつり(サークル発表会・展示会・体験会)	どなたでも						
	200人						
	無料	20,000	20,000	0	0	5,000	15,000
⑭みんなde楽しむコンサート	どなたでも						
	30人						
	200円	16,000	10,000	6,000	14,000	0	2,000

横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス指定事業計画書

団体名 一般社団法人 保土ヶ谷区民利用施設協会

事業名	①募集対象	指 定 事 業 予 算 額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③一人当たり参加費		指定管理料 から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
⑮お楽しみ人形劇	どなたでも						
	20人						
	無料	15,000	15,000	0	15,000	0	0
⑯読書スタンプラリー	幼児・小学生						
	50人						
	無料	20,000	20,000	0	0	0	20,000
⑰オセロ教室	小・中学生						
	10人						
	無料	15,000	15,000	0	10,000	0	5,000
⑱町探検	小学生						
	90人						
	無料	0	0	0	0	0	0
⑲桜ヶ丘コンサート	どなたでも						
	40人						
	300円	30,000	18,000	12,000	30,000	0	0
⑳音の森林浴コンサート	どなたでも						
	40人						
	300円	32,000	20,000	12,000	32,000	0	0
事務費(保険料等)							
		10,000	10,000	0			10,000
合 計		320,000	260,000	60,000	182,500	62,500	75,000

事業ごとの事業内容等を様式4に記載してください。

横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス指定事業別計画書（単表）

団体名 一般社団法人 保土ヶ谷区民利用施設協会

事業名	目的・目標・内容等	実施時期・回数
①マージャンday	【目的】 ・地域の高齢者の方々が安心して楽しめる交流の場をつくれます。 【目標】 ・サークルに入っていない方にも、気軽に遊べる場や新しい仲間と出会う機会を広げます。 【内容】 ・月1回、会場と雀卓を準備し、麻雀を楽しみたい方を募集します。 ・初心者にはサークル会員がやさしくボランティア指導を行い、興味のある方には既存サークルの紹介も行います。	毎月第2水曜開催 （12回）

事業名	目的・目標・内容等	実施時期・回数
②子育てサロン	【目的】 ・子育て中のご家庭が安心して過ごせる環境づくりを応援します。 【目標】 ・未就学のお子さんとお母さん・お父さんに、遊べる場所や相談できる機会を提供します。 【内容】 ・月1回、主任児童委員をお招きし、未就園児と保護者が一緒に遊びながら交流できる場を開きます。また、お子さん同士のふれあいはもちろん、保護者同士のつながりづくりも大切にしています。	毎月第4木曜開催 1期：4月、5月、6月 2期：9月、10月、11月 ※12月：イベント 3期：1月、2月、3月 （10回）

事業名	目的・目標・内容等	実施時期・回数
③もの作り教室	【目的】 ・子どもから大人まで、ものづくりを楽しみながら交流できる場をつくれます。 【目標】 ・地元の講師と一緒に手軽に作品づくりを楽しみ、親子や友人同士で作品を見せ合ったり、プレゼントとして活用できるようにします。 【内容】 ・ポーセリンアート教室：敬老の日やひな祭りの前に開催します。 ・木工・工芸教室：クリスマス前に開催します。 ・お菓子作り教室：バレンタインデー前に開催します。 ・ぬり絵教室：季節やテーマに合わせて開催します。	9月、11月、12月、2月 （4回）

事業名	目的・目標・内容等	実施時期・回数
④季節の折紙教室	【目的】 ・子どもから大人まで、ものづくりを楽しみながら地域のつながりを深めます。 【目標】 ・サークル講師や会員と一緒に、季節の折り紙飾りを親子で楽しく作れる場を提供します。 【内容】 ・こどもの日に向けて、鯉のぼりや兜、あやめなどの折り方や飾り方を学びます。 ・七夕に向けて、折り紙の笹飾りや短冊を作り、願いごとを飾ります。	4月、7月 （2回）

横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス指定事業別計画書（単表）

団体名 一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会

事業名	目的・目標・内容等	実施時期・回数
⑤理科工作教室	【目的】 ・小学生が工作や実験を通して、理科の楽しさを実感できるようにします。 【目標】 ・用意した教材を組み立てながら、科学のふしぎに興味や関心を持つきっかけをつくります。 【内容】 ・日立横浜理科クラブの協力のもと、ものづくりを通して電気や磁気のはたらきなどを体験し、理科の原理や応用について学びます。	4月、7月 （2回）

事業名	目的・目標・内容等	実施時期・回数
⑥夏休み・冬休み課題教室	【目的】 ・小学生が夏休み・冬休みの課題に前向きに取り組めるよう応援します。 【目標】 ・長期休み中のお子さんが、宿題を楽しく進められるようお手伝いします。 【内容】 ・読書感想文の書き方を学ぶ講習会を行います。 ・書初めの基本を学ぶ講習会を行います。	8月・12月 （各1回）

事業名	目的・目標・内容等	実施時期・回数
⑦こどもフェスタ	【目的】 ・地域の子どもたちが集まって、楽しい時間を過ごせるイベントを開きます。 【目標】 ・子どもたちが安心して遊べる場をつくります。 ・地域の年配の方にも縁日のサポートをお願いし、子どもたちとのふれあいを楽しんでもらいます。 【内容】 ・夏休みは、お楽しみ会としてミニ縁日や手作りワークショップなどを行います。 ・冬休みは、クリスマス会として同様のミニ縁日やワークショップなどを行います。	8月、12月 （2回）

事業名	目的・目標・内容等	実施時期・回数
⑧おはなしの会	【目的】 ・読み聞かせを通じて本に親しむきっかけをつくり、子育てを応援します。 【目標】 ・朗読サークルと協力し、イベントとあわせて紙芝居などを行い、より多くの方に参加してもらえる場をつくりま 【内容】 ・親子や幼児、小学生が楽しめるよう、キーボードの効果音を交えた名作の読み聞かせを行います。	8月、12月 （2回）

横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス指定事業別計画書（単表）

団体名 一般社団法人 保土ヶ谷区民利用施設協会

事業名	目的・目標・内容等	実施時期・回数
⑨サークル支援活動	【目的】 ・高齢者を中心に活動するサークルが、安心して継続できるよう支援します。 【目標】 ・会員減少が続く中、新しい仲間を迎えられるよう会員募集をサポートします。 ・新しいサークルを始めたい方の相談に応じ、立ち上げを後押しします。 【内容】 ・サークル見学会を自主事業として開催し、参加者の募集を支援します。 ・補助金申請のアドバイスや、広報の協力を行います。 ・サークル立ち上げに向けた体験会の開催など、活動開始に必要な支援を行います。	サークルの意向に沿って複数回開催。

事業名	目的・目標・内容等	実施時期・回数
⑩卓球教室	【目的】 ・地域の皆さんの健康増進と体力づくりを図ります。 【目標】 ・運動を継続する習慣を身につけます。 【内容】 ・卓球を楽しみながら取り組みます。	複数回

事業名	目的・目標・内容等	実施時期・回数
⑪紙飛行機を作って飛ばそう	【目的】 ・子育て中のご家庭を応援し、安心して楽しめる環境づくりを進めます。 【目標】 ・青少年指導部会の協力を得て、区大会に向けた紙飛行機づくりや試し飛行を楽しめる場をつくります。 【内容】 ・提供された型紙を使って親子で紙飛行機を作り、廊下で飛ばして遊びます。 ・小さなお子さんには、折り紙の紙飛行機や小さな紙飛行機をゴムばしで飛ばしながら楽しんでもらいます。	6月（1回）

事業名	目的・目標・内容等	実施時期・回数
⑫図書室で働いてみよう	【目的】 ・子どもたちが図書室の役割を知り、より身近に感じられるようにします。 【目標】 ・夏休みに小学生が図書スタッフの仕事を体験し、本に親しむきっかけをつくります。 【内容】 ・貸出しや返却の作業を体験し、本がどのように整理されているかを学びます。最後には、お友達にすすめたい本を選び、「推薦BOOK袋」にまとめて紹介してもらいます。	7月（1回）

横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス指定事業別計画書（単表）

団体名 一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会

事業名	目的・目標・内容等	実施時期・回数
⑬桜まつり	【目的】 ・高齢者を中心としたサークル活動の支援を行います。 【目標】 ・当館で活動するサークルによる成果発表会を行います。 ・成果を披露する場を設けることで「励み」としていただきます。 ・展示・体験会も設け、新たな参加者を募る機会としても活用していただきます。 【内容】 ・各サークルによる合唱・演奏・パフォーマンス等の発表会と隣接会場等で作品展示会・体験会を開催します。 ・隣接会場で作品展示や体験会を実施し、来場者に楽しんでもらいます。	9月（1回）

事業名	目的・目標・内容等	実施時期・回数
⑭みんなde楽しむコンサート	【目的】 ・子育て中のご家庭を応援し、音楽の楽しさに触れられる場をつくれます。 【目標】 ・音楽教室の先生方と一緒に、小さなお子さんでも安心して楽しめるコンサートを開きます。 【内容】 ・客席の一部にマットを敷き、子どもが自由に過ごせる空間を用意します。 ・子ども向けの曲や音遊び、おもちゃの楽器を取り入れ、親子でプロの演奏を楽しめる時間を提供します。	10月（1回）

事業名	目的・目標・内容等	実施時期・回数
⑮お楽しみ人形劇	【目的】 ・子育て中のご家庭を応援し、親子で安心して楽しめる場をつくれます。 【目標】 ・小さなお子さんと一緒に楽しめる人形劇を開催し、気軽に鑑賞できる機会を提供します。 ・地元のボランティア劇団が活躍できる場を広げます。 【内容】 ・地元の人形劇団と協力し、手遊びや親子遊びを楽しんだあと、人形劇を鑑賞します。	10月（1回）

事業名	目的・目標・内容等	実施時期・回数
⑯読書スタンプラリー	【目的】 ・子どもたちが読書を楽しみ、自然と読書習慣が身につくようにします。 【目標】 ・読書週間をきっかけに、幼児・小学生がたくさんの本に触れ、普段読まないジャンルにも挑戦できるようにします。 【内容】 ・オリジナルのスタンプカードを配布し、幼児には読んだ冊数だけ好きなシールを貼って楽しんでもらいます。 ・小学生は読んだ冊数に応じてスタンプを集め、達成した子には本の希望購入権を贈ります。	10－11月：読書週間

横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス指定事業別計画書（単表）

団体名 一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会

事業名	目的・目標・内容等	実施時期・回数
⑰オセロ教室	【目的】 ・子どもたちが楽しみながら思考力を伸ばせる場をつくります。 【目標】 ・青少年指導部会の協力を得て、区大会への参加に向けて取り組みます。 【内容】 ・青少年指導部と一緒に、オセロの楽しさやコツを学びながら遊びます。	11月（1回）

事業名	目的・目標・内容等	実施時期・回数
⑱町探検	【目的】 ・地域の小学生に、桜ヶ丘コミュニティハウスを知ってもらい、親しみを持ってもらいます。 【目標】 ・施設の魅力を伝え、実際に利用してみたいと思ってもらえるようにします。 【内容】 ・コミュニティハウスの運営のしくみや、図書室・会議室などの使い方をわかりやすく紹介します。	11月（1回）

事業名	目的・目標・内容等	実施時期・回数
⑲桜ヶ丘コンサート	【目的】 ・高齢者をはじめ、さまざまな世代の方が音楽を楽しめる場をつくります。 【目標】 ・地域の皆さんやサークル会員・ご家族に、身近な場所で本格的な演奏を楽しんでもらえる機会を提供します。 【内容】 ・当館で活動するサークル講師によるコンサートを行い、気軽に音楽に触れていただきます。	年末 もしくは 年始 (1回)

事業名	目的・目標・内容等	実施時期・回数
⑳音の森林浴コンサート	【目的】 ・高齢者をはじめ、さまざまな世代の方が音楽を楽しめる場をつくります。 【目標】 ・地域の皆さんやサークル会員・ご家族に、身近な場所で本格的な演奏を楽しんでもらえる機会を提供します。 【内容】 ・地域で活動する音楽普及指導者の協力により、プロの演奏家を招いたコンサートを開催します。	3月（1回）

目標設定・自己評価合体版

令和8年度桜ヶ丘コミュニティハウス自己評価表

目標設定 の視点	計画内容及び運営目標	計画内容及び運営目標 に対する実績	今後の取組 (改善計画)	自己 評価
利用者 サービス	事業計画書 (2)イ 地域特性、地域ニーズ ・地域の特性や地域のニーズを踏まえた施設運営に努め、施設利用者数の増加を目指します。			
	ウ 公の施設としての管理 ・公平、公益的に利用できる施設運営を実施します。 ・地域に密着したイベントを開催します。			
	(4)エ 利用者ニーズの把握と運営への反映 ・利用者アンケートの実施や近隣小・中学校との情報交換を実施します。			
	オ 利用者サービス向上の取組み ・月次での「さくらの風」(広報紙)を作成・配布します。 ・楽しい雰囲気作りとして館内の飾付けをします。 ・図書の推進のため、図書のイベントを開催します。			
業務運営	事業計画書 (3)ア 管理運営に必要な組織、人員体制 ・ミニマムな体制での管理運営を継続します。			
	ウ 緊急時の体制と対応計画 ・緊急時の体制や対応について、マニュアルなどで再確認を実施します。			
	(4)ア 設置理念を実現する運営内容 ・桜ヶ丘コミュニティハウスの理念を掲示します。			
	イ 利用促進策 ・読書に関心を抱いてもらえるイベントを開催します。 ・親子・高齢者が一緒に楽しめる自主事業を開催します。			
	キ 本市重要施策に対する取組 ・協働による地域コミュニティ再生の場や機会を提供します。 ・地域関連団体との積極的な情報共有をします。			

	(5) 自主事業計画 ・子育て世代を支援していく事業を実施します。 ・高齢者を中心に仲間作りや生涯学習を支援していく事業を実施します。 ・読書活動を推進していく事業を実施します。			
	(6) 地域コーディネート の取組について ・地域を感じる機会を作ります。			
	(7) 施設の維持管理計画 ・老朽化設備に対する日常点検や必要な保守管理及び清掃を実施します。			
職員育成	事業計画書 (3) ア 管理運営に必要な組織、人員体制 ・ ミニマムな人員体制で管理運営を実施します。			
	イ 個人情報保護等の体制と研修計画 ・ 個人情報保護法の研修を実施します。 ・ 新規スタッフに対する研修を実施します。 ・ 各種研修を実施します。			
財務	事業計画書 (7) 設の維持管理計画 ・ 日頃からの経費節減に努め、冷暖房スイッチ等に削減ステッカーなどを貼ります。 ・ 軽微な修繕等は、職員で実施します。			
	(8) ウ 支出計画 ・ 予算に応じた支出管理を実施します。			
その他 (上記 4 つ の視点以外 の項目があ れば追記)				
利用者等 の意見	利用が減少している子どもや学生の意見や要望を把握するため、個別アンケートの実施方法を工夫します。その結果を踏まえ、運営委員会などで意見交換を行い、必要な対応策を検討・調整します。			

《自己評価》

A：計画、目標を上回って実施 B：計画、目標を保持して実施 C：計画、目標を下回って実施

※「利用者等の意見」は、計画内容及び運営目標欄に利用者等から寄せられた意見・要望を、計画内容及び運営目標に対する実績・今後の取組（改善計画）欄に意見等に対する対応を記載